

平成 30 年 春の全国交通安全運動推進要綱

目 的

この運動は、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする

期 間

平成 30 年 4 月 6 日（金曜日）から 15 日（日曜日）までの 10 日間
 （準備期間 3 月 17 日（土曜日）から 4 月 5 日（木曜日）まで）
 交通事故死ゼロを目指す日 4 月 10 日（火曜日）

運動の重点

全 国 重 点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

大 阪 重 点

- 二輪車の交通事故防止

スローガン

- 行けるはず まだ渡れるは もう危険
平成 30 年使用「交通安全年間スローガン」最優秀作（内閣総理大臣賞）
- ぼく安心 チャイルドシートに 抱かれてる
平成 30 年使用「交通安全年間スローガン」佳作（全日本交通安全協会会長賞）
- 一杯で 消える未来と 消せぬ罪
平成 30 年使用「交通安全年間スローガン」優秀作（内閣府特命担当大臣賞）

運動の進め方

交通事故によりいまだ多くの人々が犠牲になりあるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、運動の重点及び推進項目の趣旨が府民各層に定着し、一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する

- 関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する
- 組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、諸活動を展開又は支援する
- 各種媒体を活用し、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて、広報啓発活動を展開する
- 交通事故被害者等の視点を取り入れた啓発活動を実施する
- 本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする

4 月の府内一斉交通安全指導日

4 月 8 日（日曜日）	ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日
4 月 15 日（日曜日）	近畿交通安全デー、交通安全家庭の日 高齢者交通事故ゼロの日 シートベルト着用徹底の日
4 月 20 日（金曜日）	ノーマイカーデー めいわく駐車・放置自転車追放デー

子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として道路において子供が危険にさらされていること、特に新年度になり、入学や進級を迎える4月以降に小学生の歩行中・自転車乗用中の交通事故が増加する傾向にあること、また、高齢者の交通事故死者数が、交通事故死者数全体の約半数を占め、その減少が強く求められていること、高齢運転者による重大交通事故が発生していることから、これらの交通事故情勢に的確に対処するため、子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識を高めるだけでなく、子供や高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図る

◆ 推進機関・団体での推進項目

次に掲げる項目の、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施

● 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容

- 通学路等における幼児・児童の安全の確保
- 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への教育の促進

● 高齢者の交通事故防止のための実施内容

- 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施

● 高齢運転者の交通事故防止のための実施内容

- 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー S（略称：サポカー S）の普及啓発
- 運転免許証の自主返納制度、返納者への支援措置及び運転適性相談窓口の積極的な周知等による自主返納等の促進
- 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- 改正道路交通法に係る認知機能検査や高齢者講習等の高齢運転者対策の周知徹底
- 高齢者の運転に関する家庭内での話合いの促進

◆ 広報・実践促進事項

まわりの大人が、子供たちの手本となりましょう
ドライバーやライダーは、子供や高齢者等への思いやりのある運転に努めましょう
高齢運転者は、ゆとりのある運転をしましょう

● 歩行者は

- 交差点では、必ず左右の安全確認をしましょう
- 道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう
- 外出する時は明るい目立つ色の服装に心掛け、夕暮れ時や夜間は反射材を活用するなどし、運転者に発見されやすいようにしましょう

● ドライバーは

- 子供、高齢者、障害者等の行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では、思いやりのある運転を心掛けましょう
- 高齢運転者は、参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自らの運転適応能力の自覚や身体機能の変化の的確な認識に基づき、ゆとりのある行動を心掛けましょう
- 夕暮れ時は早めにヘッドライトをつけましょう
- 夜間の対向車や先行車がない状況では、ハイビームを有効活用しましょう
- 運転中にスマートフォン等の操作はやめましょう

● 地域・学校・職場では

- 発達段階に応じた効果的な交通安全教育を行いましょう
- 自治会、子供会、老人クラブ等において、子供や高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう
- 地域交通安全活動推進委員、高年（齢）者交通安全リーダー、母と子の交通安全クラブ員等は、高齢者など交通弱者を対象とした街頭指導や訪問指導をしましょう
- 地区（自治会等）ごとに高齢者自身の交通安全意識と高齢者に対する保護意識の高揚を図りましょう
- 職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等の連携により、業務形態に対応した交通安全教室等を開催するなどし、安全運転や交通事故情勢などに関するきめ細かな情報提供を行いましょう

● 家庭では

- 子供には横断歩道の渡り方など大人が手本を示す等、具体的に指導しましょう
- 運転に自信がなかったり、運転する機会が少ない高齢運転者がいる場合は、運転免許証の自主返納について家族で話し合しましょう
- 身近に感じた「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族で話し合しましょう
- 家族が外出するときは、「車につけてね」などの一声をかけましょう
- 夕暮れ時や夜間の交通事故防止に役立つ「反射材」を付けるようにしましょう

大阪府の状況 平成 29 年中（府警調べ）

- 子供の事故件数 1,334 件（前年比 -138 件）
- 高齢者の事故件数 10,649 件（同 -348 件）
- 高齢運転者による事故件数 6,319 件（同 -36 件）
- 高齢運転者事故による死者数 28 人（同 ±0 人）

○交通事故死者数

	死者数	構成率
子供	1	0.7
高齢者	66	44.0
その他	83	55.3
計	150	100.0

○子供の状態別死傷者数

	死者数	負傷者数	合計	構成率
歩行者	1	434	435	16.9
自転車	0	1,107	1107	43.1
自動車	0	1,005	1005	39.1
二輪車	0	12	12	0.5
その他	0	9	9	0.4
計	1	2,567	2,568	100.0

○高齢者の状態別死傷者数

	死者数	負傷者数	合計	構成率
歩行者	34	987	1,021	16.4
自転車	19	2,085	2,104	33.8
自動車	7	2,355	2,362	38.0
二輪車	6	724	730	11.7
その他	0	6	6	0.1
計	66	6,157	6,223	100

○高齢者の原因別（歩行者）

信号無視	31
危険な横断	180
踏切不注意	1
通行区分	21
飛び出し	13
その他の違反	67
違反なし	688
合計	1,001

（第1・第2当事者合計）

○高齢者の原因別（自転車）

信号無視	81
一時不停止	93
通行区分	15
交差点安全進行	74
優先通行妨害	2
通行方法	4
安全運転義務違反	1,387
その他の違反等	28
違反なし	510
合計	2,194

（第1・第2当事者合計）

○高齢運転者の事故状況

区分	年	平成29年	平成28年	前年対比	
				増減率	
件数		6,319	6,355	-36	-0.6
死者数		28	28	±0	±0.0
負傷者数		7,328	7,291	+37	+0.5
	重傷者数	553	527	+26	+4.9

※ 件数は高齢者が原付以上運転中で第1当となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた死傷者数を計上

○高齢運転者の原因別

違反	年	平成29年		平成28年	
			構成率		構成率
信号無視		144	2.3	119	1.9
一時不停止		129	2.0	115	1.8
通行区分		12	0.2	9	0.1
交差点安全進行		299	4.7	199	3.1
優先通行妨害		24	0.4	24	0.4
安全運転義務違反		5,346	84.6	5,460	85.9
その他の違反等		365	5.8	429	6.8
違反なし		0	0.0	0	0.0
合計		6,319	100.0	6,355	100.0

子供：15歳以下で、かつ中学生以下の者をいう
 高齢者：65歳以上の者をいう

自転車の安全利用の推進

自転車は、身近な交通手段であるが、自転車側に法令違反がある重大な交通事故が後を絶たないことから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底を図り、自転車の安全利用を推進する

◆ 推進機関・団体での推進項目

次に掲げる項目の、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施

- 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- 幼児・児童・高齢者の乗車用ヘルメット着用の徹底と、中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
- 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

◆ 広報・実践促進事項

信号は必ず守りましょう

ルール違反は重大事故のもと！

自転車は「くるま」の仲間です 交通ルールを守りましょう

- 自転車に乗るときは
 - 信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう
 - 歩行者の横を通行する際は、減速し十分な距離を取りましょう
 - 幼児を自転車の幼児用座席に乗せるときはシートベルトを着用し、幼児・児童が自転車に乗車するときはヘルメットを着用させましょう
 - 高齢者の自転車利用者はヘルメットを着用しましょう
 - 中学・高校生等の自転車利用者もヘルメットを着用しましょう
 - 放置自転車は、歩行者等の通行に著しい支障をきたすので、自転車は自転車駐車場等正しい場所に駐車しましょう
 - 夕暮れ時は早めにライトをつけましょう
 - スマートフォン等使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう
 - 自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう
- 地域・職場では
 - 地域交通安全活動推進委員、高年（齢）者交通安全リーダー、母と子の交通安全クラブ員等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう
 - 事業者や安全運転管理者等は、自転車を利用する従業員に対し、定期的な点検整備を励行するほか、交通ルールの遵守や放置自転車の防止について指導を徹底しましょう
 - 自転車乗用中の事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう
- 家庭では
 - 自転車の正しい乗り方について、家族みんなで話し合い、交通ルールを遵守しましょう
 - 自転車に反射材を装着し、夜間の事故防止に努めましょう
 - 交通事故時の頭部のけがに備え、ヘルメットの着用をすすめましょう
 - 万一に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

大阪府の状況 平成29年中（府警調べ）

○自転車関連事故件数 11,089件（前年比 -522件）
 ○自転車相互事故件数 556件（同 -30件）

○全事故に占める自転車事故の割合

区分	年	全事故に占める割合	
		平成29年	平成28年
件数		30.8	30.6
死者数		20.7	19.3
負傷者数		25.1	25.4
重傷者数		34.7	34.3

○自転車の違反別死者数

原因	死者数	構成率
信号無視	3	9.7
一時不停止	1	3.2
交差点安全進行	2	6.5
ハンドル・ブレーキ操作	4	12.9
前方不注意	0	0.0
動静不注意	3	9.7
安全不確認	10	32.3
その他	2	6.5
違反なし・調査不能	6	19.4
合計	31	100.0

（第1・第2当事者合計）

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であることから、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時の被害防止・軽減を図る

- ◆ 推進機関・団体での推進項目
次に掲げる項目の、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導を実施
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化
- ◆ 広報・実践促進事項
後部座席の人もシートベルトを必ず着用しましょう
子供の年齢や体格に合ったチャイルドシートを正しく着用させましょう
- ドライバーは
 - 「面倒だから」「すぐ近くだから」という安易な気持ちを持たず、必ずシートベルトを着用しましょう
 - 全ての座席の同乗者に、シートベルト着用を徹底しましょう
 - 幼児を乗せるときは、チャイルドシートを正しく使用しましょう
- 地域・職場では
 - 地域や職場で開催する交通安全教室や各種行事において、全ての座席のシートベルト及びチャイルドシートの着用の必要性と着用効果についての啓発に努め、正しい着用を習慣づけましょう
 - 安全運転管理者は、朝礼などの機会をとらえ、従業員にシートベルトの正しい着用について繰り返し指導しましょう
- 家庭では
 - シートベルト及びチャイルドシートの着用の必要性と着用効果について家族で話し合い、着用を習慣づけましょう
 - 家族が自動車で出かけるときは、「シートベルト・チャイルドシートを忘れないで」などの一声をかけましょう

大阪府の状況

- 平成 29 年中シートベルト着用状況（警察庁・J A F 合同調査）
大阪の運転席一般道路着用率は、95.1 %（全国平均 98.6 %）

○後部座席におけるシートベルト着用率（%）

	一 般 道	高 速 道 路
全 国	36.4	74.4
大 阪	23.0	50.9

- 平成 29 年中チャイルドシート使用状況（警察庁・J A F 合同調査）
6 歳未満全体における使用率は、69.0 %（全国平均 64.1 %）

飲酒運転の根絶

重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことから、飲酒運転の根絶に向けた取組を行う

- ◆ 推進機関・団体での推進項目
次に掲げる項目の、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導を実施
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- ◆ 広報・実践促進事項
しない、させない飲酒運転
飲酒運転はハンドルを握っていない人でも防ぐことができます
お酒を飲まずに仲間を送り届ける人”ハンドルキーパー”を決めましょう
飲酒運転をするおそれのある人にお酒をすすめたり、車を貸したり、飲酒運転の車に乗せてもらうことも犯罪です
- ドライバーは
○ 「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう
- 地域・職場では
○ 広報誌・機関誌等に身近な交通事故事例や飲酒運転による事故の悲惨さを訴える記事の掲載に努めましょう
○ 地域や職場で開催する会合・各種行事において、アルコールが運転に及ぼす影響や、飲酒運転に関する罰則について啓発するなど、地域や職場ぐるみでの取組を実施しましょう
○ 自動車運送事業者等は、営業所等において、アルコール検知器の普及やその適正な活用促進を図りましょう
- 家庭では
○ 飲酒運転が犯罪であることや、飲酒運転のもたらす悲惨な結果について話し合いましょう
○ 飲酒して運転すれば、自転車も飲酒運転になることを家族で周知しましょ
○ 「しない、させない飲酒運転」を合い言葉に、家族だけでなく友人や隣人同士などお互いに注意しあいましょ

大阪府の状況 平成 29 年中（府警調べ）

- 飲酒運転による事故件数 207 件（前年比 +16 件）
- 飲酒運転による死者数 12 人（同 +1 人）

二輪車の交通事故防止

3月から4月にかけて、二輪車の交通事故や死者数が増加傾向にあることから、二輪車の交通事故防止を図る

- ◆ 推進機関・団体での推進項目
次に掲げる項目の、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施
- 二輪車運転者の交通マナー向上のためにキャンペーン活動を積極的に実施する
- 街頭活動を通じ、信号無視や車列のすり抜け等を行う二輪車運転者に指導警告を行う
- ◆ 広報・実践促進事項
ライダーは車列のすり抜けや無理な追い越し等危険な運転はやめましょう
ヘルメットを必ずかぶり、交通事故にあった場合、重傷化を防止するためプロテクターを装着しましょう
- 二輪車運転者は
 - 安全な速度で走行し、交差点では一時停止する等、必ず左右の安全確認をしましょう
 - 交差点を直進する際は、対向車の動きに十分注意しましょう
 - 車間距離を十分に取り、渋滞車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう
 - 車との並進をやめて、左折時の巻き込みに注意しましょう
 - ヘルメットを必ずかぶりましょう
 - 万一交通事故にあった場合、重傷化を防止するためプロテクターを装着しましょう
- 地域・職場では
 - 地域交通安全活動推進委員や高年（齢）者交通安全リーダーによる二輪車運転者を対象とした街頭活動をしましょう
 - 事業者や安全運転管理者は、二輪車を利用する従業員に対し、安全に運転するための基本事項を再確認させ、技能と知識の定着を図りましょう
- 家庭では
 - 身近に起こった「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族や友人と話し合いましょう

大阪府の状況 平成29年中（府警調べ）

- 二輪車関連事故件数 8,669件（前年比 -480件）
- 二輪車の事故死者数 46人（同 +3人）

○二輪車の月別交通事故発生状況

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
件数	平成29年	620	675	813	694	693	721	622	776	666	724	780	885	8,669
	平成28年	661	761	875	706	739	738	675	750	727	723	803	991	9,149
	平成27年	747	759	936	803	818	804	832	818	735	882	852	1,003	9,989
	3力年平均	676	732	875	734	750	754	710	781	709	776	812	960	9,269
死者数	平成29年	3	6	4	7	3	2	8	5	3	2	2	1	46
	平成28年	5	1	5	4	1	2	2	5	6	7	3	2	43
	平成27年	3	2	3	6	6	6	0	4	5	6	4	9	54
	3力年平均	4	3	4	6	3	3	3	5	5	5	3	4	48
負傷者数	平成29年	522	563	715	588	595	628	541	690	569	638	665	764	7,478
	平成28年	565	624	750	622	635	632	596	657	655	620	674	856	7,886
	平成27年	641	641	814	684	696	674	732	744	657	733	741	864	8,621
	3力年平均	576	609	760	631	642	645	623	697	627	664	693	828	7,995
重傷者数	平成29年	91	87	105	79	89	86	64	93	98	100	87	140	1,119
	平成28年	84	90	90	91	98	95	84	81	85	94	93	139	1,124
	平成27年	90	85	113	72	80	81	106	87	89	110	107	113	1,133
	3力年平均	88	87	103	81	89	87	85	87	91	101	96	131	1,125